広島県政府調達苦情検討委員会会議の傍聴手続

1 趣 旨

広島県政府調達苦情検討委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴については、政府調達に係る苦情処理手続(平成26年広島県告示第334号 平成31年1月31日一部改正)に定めるもののほか、この傍聴手続の定めるところによる。

2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ別記様式第1号による傍聴申請書(以下「申請書」という。)を提出して、別記様式第2号による傍聴券(以下「傍聴券」という。)の交付を受けなければならない。
- (2) 会議を傍聴することができる者の定員(以下「定員」という。)は、委員長が別に定める。 傍聴券は、定員の範囲内で、申請順に交付する。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、委員長が特に傍聴を許可する必要があると認めた者は、別記様式第3号による傍聴証の交付を受けて、傍聴することができる。

3 傍聴人の制限

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

4 傍聴人の禁止行為

傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 委員長の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
- (5) (1)から(4)までのほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

5 傍聴人の退席

傍聴人は、4の規定に違反して委員長が退席を命じたとき、又は公開しない案件を審議することと委員長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

6 その他

- (1) 1から5までに定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。
- (2) この傍聴手続に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

傍 聴 申 請 書

令和 年 月 日

広島県政府調達苦情検討委員会委員長様

住 所

氏 名

旬

令和 年 月 日開催の広島県政府調達苦情検討委員会の会議を傍聴 したいので、許可してください。

第 号

傍聴券

令和 年 月 日開催の広島県政府調達苦情検討委員会の会議を傍聴を許可 します。

傍聴に当たっては、会議開始時刻の5分前までに、この傍聴券を係員に提示し、その 指示に従ってください。

令和 年 月 日

広島県政府調達苦情検討委員会委員長

印

(裏)

(注意事項)

- 1 会議に付する案件によっては、会議の決定で公開しないこととされる場合もありますので、御了承ください。
- 2 この傍聴券は、退席される際に係員に返納してください。

第 号

(所在)

(名称)

傍 聴 証

(令和 年 月 日会議用)

広島県政府調達苦情検討委員会委員長印

(裏)

(注意事項)

- 1 会議関係場所の入口でこの傍聴証を係員に示し、その指示に従って傍聴してください。
- 2 この傍聴証は、退席される際に係員に返納してください。